

「千葉県消費者教育推進計画（案）」に寄せられた意見の概要と県の考え方

1 計画の基本的考え方

(1) 本県におけるこれまでの消費者教育への取組と計画策定の趣旨

No.	意見の概要	県の考え方
1	今後も「消費者 元気 暮らしやすさ いちばんの ちば」の目標のもと、消費者教育の推進を希望します。	賛同の御意見として承ります。
2	<ul style="list-style-type: none"> 消費者教育推進計画について、現状を把握した上での消費者教育推進計画であり、今後必要と考えられる内容は概ね網羅され内容であり、これから計画が推進されることを期待しています。 消費者教育の推進のために「千葉県消費者教育推進計画」の策定により、関係行政機関や市町村消費生活行政機関、消費者団体、市民が計画に基づく消費者教育の推進状況を審議し、情報や意見の交換ができるよう要望いたします。 	御意見を参考としながら取組を推進します。
3	消費者教育についての理解を広げるために、「千葉県消費者教育推進計画」の策定を機会に、消費者教育の内容と大切さを是非多くの県民・消費者に知らせていただきたいと思えます。	御意見を参考としながら取組を推進します。

(2) 計画の位置付け

No.	意見の概要	県の考え方
4	これまで以上に消費者教育の推進が求められるのは、消費生活に関するトラブルの多様化、複雑化の進展に対応するだけでなく、消費者市民として持続する社会、消費者市民社会の形成に寄与する時代的要請もあるように思います。その視点についての記述も加えていただきたいと思えます。 ※他団体から同様の意見あり	御意見の趣旨を踏まえ修正します。

(3) 計画期間

No.	意見の概要	県の考え方
5	第2次基本計画(平成26年度～30年度)の内、平成29年度から30年度の2年間「重点取組計画」として策定することは、基本計画を実効性のあるものにすることや消費生活を取り巻く状況の変化へ迅速に対応するために積極的に取り組む姿勢が見られ期待します。	賛同の御意見として承ります。

(4) 計画の推進体制及び進捗管理

No.	意見の概要	県の考え方
6	ライフステージに応じた体系的な消費者教育を実施するためには学校を含むさまざまな実施団体間の連携が必要となると考えますが、「千葉県消費者教育推進地域協議会」が横断的かつ実行力のある協議会となる必要があると思えます。本会も協力いたします。	御意見を参考としながら取組を推進します。

2 消費者を取り巻く環境の変化		
(1) 高齢者の消費者被害の増加		
No.	意見の概要	県の考え方
7	「地域ぐるみ」とする根拠が不明確です。上段の記述を受けて「地域ぐるみ」に「周囲の人の気づきが被害救済のポイントなることから」などと補ってはいかがでしょうか。	上段において、家族や知人等周囲の方々の気づきが相談に繋がる旨を記載し、これを受けて、「知育ぐるみ」での取組が重要である旨を記載していることから、このままとします。
(2) 子どもの事故防止対策に対する意識の高まり		
No.	意見の概要	県の考え方
8	「子どもの・・・対策に対する意識の高まり」は環境の変化でしょうか。意識が高まっているのであれば、すでに環境の変化として問題提起をする必要はないではありませんか。むしろ、より意識を高めなければならない。表現の矛盾を感じます。事故は「依然として減らない、なくなる」「深刻な子どもの事故」こそ、現状であって問題にしなければならない、と考えます。	子供の事故を防止するため、国をはじめとして様々な取組が行われきましたが、依然として減少しない状況にあることから、関係省庁間での連携した取組が推進されているところ。県としては、このような危機意識の高まりによる動きも踏まえ、子供の事故防止に係る消費者教育の一層の充実が必要と考えたところです。 なお、本項目は、消費生活基本計画に基づき消費者教育を推進している中で、当面の重点取組が必要となった背景としての環境変化を記載するものであることから、このままとします。
9	子どもの事故防止は「家庭等」のみで行うものではありません。周囲の大人が細かく配慮しなければ事故は防げません。「家庭等」以下は「事故を未然に防げるよう、周囲の大人が配慮できる環境整備が必要である」などではどうでしょうか。	御意見の趣旨を踏まえ修正します。
(3) インターネットの普及等に伴う新たな消費者被害の出現と増加		
No.	意見の概要	県の考え方
10	インターネットトラブルはこれに「潜む危険性に対する認識の」ゆえばかりではありません。今やインターネットを使いこなす能力も求められます。「インターネットの功罪を理解して活用するための」「消費者教育」が必要なのではないかと考えます。	インターネットを必ずしも十分に使いこなせないような子どもから高齢者までインターネット利用を拡大している中で、消費者教育においては、危険な面を特に教育することが必要と考えますので、このままとします。
11	「多様な変化」では少し漠然としている印象です。「技術の進展や通信環境の変化」など明確にしてはどうでしょうか。どのような「人材」「育成」かがわかりません。「インターネットや通信関連の消費者教育に精通した」と補ってはいかがでしょうか。	技術的な進展だけでなく、取引形態の多様化や国際間取引の拡大など、様々な点で変化が起きていること、また、本項はインターネットに関する項目であり、インターネットに係る消費者教育の推進のための人材であることは分かることから、このままとします。

(4) 民法の成年年齢の引き下げに向けた動きの加速化		
No.	意見の概要	県の考え方
12	意味が分かりにくいように思われます。「成年年齢が引き下げら」れば、「民法改正の動きが加速化する中」に関わらず、消費者被害は拡大すると考えられています。ここでは「成年年齢が引き下げられた場合には、未成年者として保護される年齢も引き下げられるため」としてはどうでしょうか。	御意見の趣旨を踏まえ修正します。
13	「成年年齢到達前」がどの年代をさすのか不明です。目下のところ早急に、これまで未成年者であった18-19歳を中心とする若者に、成年年齢引き下げを視野に入れた消費者教育の必要があります。それには、もちろん体系的な教育プランの作成も必要になると思います。	現時点においては、成年年齢は20歳ですが、御指摘のとおりライフステージや特性に応じた教育を体系的に行うことが大切と考えています。 このため、P8以降の「4 千葉県における消費者教育の取組み」に記載させていただいているとおり、「(1) ライフステージや特性に応じた消費者教育」の中で、「幼児期(保護者を含む)」「イ 小学生期・中学生期・高校生期」「ウ 若者」として記載していますので、このままとします。
14	「民法の成年年齢の引き下げに向けた動きの加速化」については、実際に高等学校で消費者教育講座を実施した際の様子やアンケートの結果を見ると、「契約」に関する理解や「特定商取引法」におけるクーリング・オフや中途解約等の知識、インターネット取引、クレジットの仕組み、奨学金、困った時の対処法について初めて聞いたとの回答が見受けられました。成人に必要な知識が備わっているとは言い難いのが現状です。 高等学校では、家庭科、社会科、情報科などで扱っているようですが何れもきちんと教える体制が取れているとは言えません。 幼児期からの体系的な消費者教育は必要です。特に社会に出る前の若者への消費者教育は必要性が高まっており、重点的に教育を行うべきと考えます。	御意見を参考としながら取組を推進します。
(5) 持続可能な社会づくりを考慮した消費行動への要請		
No.	意見の概要	県の考え方
15	消費者も地球環境のみならず、持続可能な開発に向けた消費活動を行う必要があるのではないのでしょうか。「環境等に配慮した」だけでは、片手落ちのように思います。記述するかしないかは別ですが、「17の国連によるSDGs」の実現を消費者市民として目指す方向性があってほしいと思います。	「地球温暖化や持続可能な開発に向け、新たな国際的な取組が始まって」いることも踏まえて、環境等に配慮した消費活動が必要である旨を記載しており、御意見の趣旨を踏まえたものとなっていることから、このままとします。
16	事業者も消費者だけを意識した経営を行うのではなく、ともに消費者市民社会を形成する一翼です。国連の開発目標を視野に入れた経営を望みたいとしたいところです。	事業者が行う消費者志向経営は、消費者による持続可能な社会の形成に繋がる倫理的消費を踏まえて取り組まれるものであり、御意見の趣旨を踏まえたものとなっていることから、このままとします。
17	「関連教育と連携した消費者教育」関連教育と消費者教育は別建てではありません。諸外国の例を見ると、どの教育の中にもこの開発目標を反映させているのがわかります。「関連教育と一体となった消費者教育」へと一歩、歩みを進めていただきたいと思います。	御意見を参考としながら取組を推進します。
18	「持続可能な社会づくりを考慮した消費行動への要請」に関しては、まず「消費者市民社会」の概念を理解することが第一歩で、“自らの消費行動が現在や将来の社会の動きや環境へ影響を及ぼす”というイメージが描けるような工夫が必要だと思います。	御意見を参考としながら取組を推進します。
19	「消費者市民社会」は重要な考え方であるとともに難しい内容を含んでいることから、多くの消費者に理解を広げるためには、様々な場で分かりやすく説明していくことが必要だと考えます。	御意見を参考としながら取組を推進します。

3 消費者教育の現状と課題		
(1) 学校における消費者教育の現状と課題		
No.	意見の概要	県の考え方
20	「学校における消費者・・・」の中で「消費者市民社会」についての課題についての記述がありません。また、これまでこの分野における教育の実施例は多くはありませんが不可欠です。課題としてぜひ取り上げていただきたいと思います。	学習指導要領には、消費生活と環境や、持続可能な社会をを目指したライフスタイルなどについても盛り込まれ、授業で触れられることとなっており、御意見の趣旨を踏まえたものとなっていることから、このままとします。
21	「活用できる教材が少ないとの意見」では、量的な不足なのか、内容に関する情報の不足なのかが不明です。この現状をとらえてどのような課題が考えられるのか踏み込んでいただきたいと思いました。「有効な活用の方法」や「教材に関する情報」の提供などが課題になるのではないのでしょうか。	アンケート調査では、最新の情報に基づく教材やDVD等映像教材への高いニーズが示されました。御指摘のような教材についての情報は、本計画の参考資料としてアンケート調査結果を添付しますので、このままとします。
22	<ul style="list-style-type: none"> 消費単元の年間指導時間数は、小・中・高校とも1～2時間程度です。この時間だけでは定着は難しいと思います。 先生の中には、消費者教育に対して苦手意識や他に指導する内容がある等消極的な意見もあるので、先生を対象とした消費者教育を行う場の提供や東京都のように定期的に先生向け消費者教育便りの発行などの情報提供を望みます。 高校での消費者講座を行った先生のアンケートには、教材があれば自分でもできる、やってみようと思う、という意見や消費生活相談員が講師をすると、具体的な事例を知ることができ、生徒の関心も高いとする意見がありました。 ほとんどの保護者は学校で消費者教育を受けていません。子どもを見守る側の保護者に対しても消費者教育を受ける機会を要望します。 	本計画では、学校での消費者教育が充実したものとなるよう相談情報や教材情報の提供を行い支援することや、保護者を対象とした消費者教育の機会の拡大に取り組んでいくことを記載しており、御意見を参考としながら取組を推進します。
(2) 職域における消費者教育の現状と課題		
No.	意見の概要	県の考え方
23	課題として職域での消費者教育に求められるのは事業者としての社会貢献に関することでしょうか。それとも、従業員自身の消費者教育でしょうか。またはその両者でしょうか。「職域における消費者教育」の目的や範囲を明確にしたほうがわかりやすいと思います。	事業者の行う消費者教育には、消費者教育推進法で規定されているように、消費者に対するものと従業員に対するものがあり、事業者は従業員に対して、消費者に対する消費者教育を行えるようにするための教育と従業員自身のための教育を実施することとなりますが、この旨は本計画に記載していますので、このままとします。
(3) 地域における消費者教育の現状と課題		
No.	意見の概要	県の考え方
24	・市町村における消費者教育施策の実施、特に市立高校等地域の学校での講座に関しては、ノウハウの提供や協働を通して市町村が実施できるように積極的な支援を希望します。	地域における消費者教育の主体は市町村であることから、市町村が行う消費者教育を支援するための取組を本計画に記載しておりますので、御意見を参考としながら取組を推進します。
25	この課題把握については賛成です。7割の市町村で何らかの取り組みをしている現状は一定の評価に値します。それはそれぞれの市町村に設置された消費生活センターなどの機関が有効に機能していることの表れでもあると思います。今ある資源を充実させ目的を促進するために、こうした市町村の持つ機能を支援して課題を解決するとの視点も加えていただきたいと思います。	

(4) 県施策における消費者教育の現状と課題		
No.	意見の概要	県の考え方
26	消費者教育講座を依頼する側からすると、県の自立支援講座・金融広報委員会・当会の若者向け消費者教育講座の区別がつきにくく、また、どのように依頼すれば良いか分からないという意見がありました。必要な人に必要な情報が届くような広報の整備を希望します。	御意見を参考としながら取組を推進します。
27	「消費者市民社会」は重要な考え方であるとともに難しい内容を含んでいることから、多くの消費者に理解を広げるためには、様々な場で分かりやすく説明していくことが必要だと考えます。 ※再掲	御意見を参考としながら取組を推進します。 ※再掲

4 千葉県における消費者教育の取組み		
(1) ライフステージや特性に応じた消費者教育の推進		
ア 幼児期（保護者を含む）		
No.	意見の概要	県の考え方
28	幼児期に必要な消費者教育は、事故防止だけではありません。特に周囲の大人たちには、買い物での約束事やお金の使い方など年齢に合わせた消費者教育の必要性を理解していただきたいと思います。	御意見の趣旨を踏まえ修正します。
29	就学前の家庭には子どもの事故情報は届けられていません。妊産婦も含め、連絡ツールや紙媒体でのチラシ配布などについても取組みの中に追加してください。	御意見の趣旨を踏まえ修正します。
30	・商品事故については、保護者、教諭、保育士以外幼児をとりまく周囲の大人へも情報の共有や消費者教育を広げていくことが必要と思います。 ・幼児期においても買い物での約束事やお金の使い方など年齢に合わせた金銭教育を含む「契約」について学ぶことが必要です。	御意見の趣旨を踏まえ修正します。
イ 小学生期・中学生期・高校生期		
No.	意見の概要	県の考え方
31	・学齢期にある子どもたちへの消費者教育の担い手として市町村の消費生活センターが取り組んでいる例も多いことから、消費生活センターに対する支援についてもぜひ盛り込んでいただきたいと思います。 ・「加害者に転じる」のは「インターネットやSNS」の場合だけではありません。消費者教育で責務についての教育も当然のことかと考えます。場を限定する必要はないように思います。 ・「消費者被害から防ぐ」だけが消費者教育の目的ではないことは、前段の課題として挙げられていることから自明です。また、消費者教育のその部分だけを切り取って保護者と情報共有しななければならないわけでもありません。すべてを包括して教育の内容を保護者と共有することであれば賛成です。	・地域における消費者教育の主体は市町村であることから、「(2) 消費者教育推進の環境作り」において、市町村が行う消費者教育を支援するための取組を本計画に記載しておりますので、このままとします。 ・インターネット利用の潜む危険性の一つとして、被害者になるだけでなく、不用意な利用によって加害者に転じることがあることから、特に注意すべきものとして例示として掲げたものであり、例示を削除することは適当ではないことから、このままとします。 ・消費者教育の内容については、「消費者教育の体系イメージマップ」にあるように多様であり、ライフステージに応じて内容を深化させていくことが必要ですが、環境変化として、成年年齢が引き下げられた場合への対応が重要となっていることから特に記載したものであり、このままとします。
32	「オトナ社会へのパスポート 知っておきたいこれだけは」は高校3年生全員に配布されており、ワークシートやパワーポイント教材も県HPにあります。教育関係者、特に現場の先生に認知されていないのが現状です。	御意見を参考としながら取組を推進します。
33	「更に、県教育委員会、市町村等と連携しながら学校教職員等」とありますが、 「更に、県教育委員会、市町村教育委員会、市町村等と連携しながら学校教職員等」と市町村教育委員会を入れてください。 (理由) 各地域の学校における消費者教育は市町村教育委員会との情報共有や連携が必要です。特に市町村教育委員会は学校教育や市民の社会教育を担っています。消費者教育の推進のため情報共有と連携が必要です。 ※他団体から同様の意見あり	地域における消費者教育の主体は市町村であり、これには市町村消費者行政部局と市町村教育委員会が含まれており、御指摘のように相互に連携を図っていくことが重要です。このため県としては、市町村が行う消費者教育を支援するための取組を本計画に記載しておりますので、このままとします。

ウ 若者		
No.	意見の概要	県の考え方
34	<p>若者（特に大学・専門学校）は、契約締結に伴う法的責任を負うリスク等が高まるため、消費者問題に関わる必要な情報提供、適切な意思決定や消費行動、消費者としての意見を的確に表明し行動できる消費者の育成等の観点を取り入れることが必要である。</p> <p>例えば、消費者教育推進委員会「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」（平成23年3月30日）や消費者委員会「若年層を中心とした消費者教育の効果的な推進に関する提言」（平成28年6月）で示されている通り、教職員への啓発や講師派遣、教材提供等に留まらず、教育・研究、地域貢献、サークル・自主的活動への支援、先進的な取組事例の共有化等、「消費者」であることを自覚させる様々な教育的な取組みに対する支援が求められる。具体的な事項は記載できないとはいえ、少なくとも支援の方向性や支援を積極的に行う旨を明記すべきではないか。</p>	<p>大学における消費者教育の必要性や、指針で示されている消費者教育の方法等について理解を深めていただくための教職員に対する啓発に取り組むことから、このままとします。</p>
35	<p>県が情報提供や講師派遣を行うことには賛成です。ただ、市町村の消費生活センターや消費生活相談機関は現在も地域の特性を理解しながら、若者、成人、職域、高齢者、特性に応じた消費者教育においては積極的な役割を果たし、成果を上げています。県はそのような取り組みに一定の評価を与え、支援する、ことも明確にしていきたいと思えます。</p>	<p>市町村が行う消費者教育に一定の評価を与え支援するための取組として、市町村の優れた取組については、他の市町村での参考となるよう情報提供することとしていますので、このままとします。</p>
エ 成人一般		
No.	意見の概要	県の考え方
36	<p>消費生活センターへの相談は被害に遭った人の一部に過ぎません。消費者白書によれば、半数が精神的ダメージを受けているようです。多くの方に消費生活センターを周知できるように、複数の媒体を用いたり、関係連携団体に定期的に情報を流したりするよう要望します。</p>	<p>御意見を参考としながら取組を推進します。</p>
37	<p>職域において消費者教育の促進は、高齢者の見守りの役割を担っている事業者もあります。従業員一人の消費者教育に留まらず、見守りを含めた社会貢献にもつながることを明記してください。</p>	<p>本計画の中で、社会の課題解決を図る視点からの商品・サービスの開発・改善なども含む消費者志向経営が促進されるよう取り組むこととしていることから、このままとします。</p>
カ 特性に応じた消費者教育（認知症の方・障害者・外国人等）		
No.	意見の概要	県の考え方
38	<p>判断能力が不足している高齢者及び障害者は、日常的に病院等との関わりが多いため、当事者とのつながりを持つ機関に、医療機関も加え明記してください。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ修正します。</p>
39	<p>見守りを目的とした関係機関への情報提供ならびに消費者教育をするには、各機関との連携を図ることを前提とした支援であることが必要です。</p>	<p>御意見を参考としながら取組を推進します。</p>

(2) 消費者教育推進の環境づくり		
ア 県消費者センターの機能強化と市町村消費生活センターの設置促進		
No.	意見の概要	県の考え方
40	「市町村消費生活センターの設置促進」はもちろん必要ですが、すでに存在する「消費生活センター」が「消費者教育の拠点」としてこれまで以上に広く認識される必要があると思います。既存の消費生活センターには具体的にどのような支援策が想定されているのかについても言及の必要があると思われました。	本計画の中で、消費生活相談員を消費者教育の担い手として育成するための研修や多様な主体が有する消費者教育に関する情報の提供などに取り組むこととしていることから、このままとします。
41	県消費生活相談員が「消費者教育コーディネーター」の役割を果たすことの必要性は理解できますが、ここにこれまで担ってきた県内における消費者教育講師としての役割の記述がありません。消費生活相談の経験のみならず、これまでの講師としての経験が生かされるからこそその「コーディネーター」ではないでしょうか。消費者教育の担い手としての業務範囲についてより具体的な記述が望まれます。	消費者教育コーディネーターの役割については、脚注として記載していますので、このままとします。
42	県消費者センターを消費者教育の拠点とし、県消費生活相談員を主要な担い手として位置付け、コーディネーターの役割を果たせるようにできれば良いと思います。十分な研修と活動ができる体制を整えてくださるよう要望します。	御意見を参考としながら取組を推進します。
43	県消費者センターを消費者教育の拠点として位置づけ、消費者教育を積極的に行うための機能強化を図ることに賛成いたします。県消費者センターでは地域における広域的な消費者教育を実施していますが、今後は機能強化を図り、講座の企画・実施、担い手の活動支援等市町や団体等の消費者教育推進を支援してください。	御意見を参考としながら取組を推進します。

イ 消費者教育を担う人材の育成		
No.	意見の概要	県の考え方
44	市町村の相談員向け研修や県教育委員会と連携しての教職員、および市町村職員向けにも理解を深めるための研修を要望します。	消費者教育の担い手として消費生活相談員及び教員への研修に取り組むことを記載しています。また、市町村消費者行政担当職員に対しては、消費者教育を含めた消費者行政全般の知識や理解を深めるための研修等を実施しているところであり、御意見を参考としながら取組を推進します。
45	市町村での消費者教育の拠点、担い手の中心をどこに置くかが不明瞭です。県消費者センターが県の中核となるのであれば、多くの情報が垂直的に情報は市町村の消費生活センター、市町村の相談機関に流れます。市町村の消費生活センターが消費者教育の拠点となることが現状では望ましく、消費生活相談員がその担い手の中心となることを明記していただきたいと思います。県の相談員にコーディネーター機能があると同時に、市町村の消費生活相談員はすでに地域でコーディネーター的役割を果たしています。そのような現状を踏まえた上での記述を望みます。	本計画は、県における消費者教育の当面の重点事項を定めるものであるため、このままとします。 なお、市町村においても、消費生活相談員が消費者教育の担い手となることが想定されるため、県として研修等の支援を行うこととしています。
46	地域での消費者教育を定着させるために、小中学校の教員に対する研修を、当該地域の消費生活センター関係者や当該地域のコーディネーターとともに地元で行うなどの取組を推進して下さい。そのことによって、地域におけるステークホルダーが相互に顔の見える関係を構築できるようになり、地域における消費者教育が着実に発展すると考えます。	市町村消費者行政部局と市町村教育委員会とが連携を図っていくことが重要です。このため県としては、市町村が行う消費者教育を支援するための取組を本計画に記載しておりますので、御意見を参考としながら取組を推進します。
47	消費者教育の担い手の育成については、消費生活サポーター養成講座の受講生を各市町村のニーズにあわせて選定する等の工夫を行い、受講したサポーターが地域に根ざした活動ができるよう支援して下さい。	御意見を参考としながら取組を推進します。

ウ 多様な主体との連携による効果的な取組の推進		
No.	意見の概要	県の考え方
48	「事業者に対して、消費者に必要な情報の提供や消費者の知識・経験への配慮など、事業者による消費者教育の取組に繋がる「消費者志向経営」が促進されるよう働きかけていく」の後に句点を挿入されたい。	御意見の趣旨を踏まえ修正します。
49	文章の意味が分かりにくいように思います。目的が「消費者志向経営」なのか、「消費者教育」なのか分かりません。「事業者には、消費者の求める情報を十分に提供したり、消費者の知識・経験に応じて必要な配慮を行う「消費者志向経営」の促進を働きかけ、消費者教育に取り組むことにつながる」の意味でしょうか。	御推察のとおり、目的は消費者志向経営であり、その具体的な取組の一つとして、消費者に対する情報提供などの消費者教育が行われることから、このままとします。
50	多様な主体との連携による効果的な取組を推進するために、記載されている団体や組織との連携に関する具体的な内容（メニュー、プログラムなど）を作成していくことが必要だと考えます。	本計画の中で、連携の仕組みとして、「消費生活ネットワーク会議」を活用することを記載していますが、御意見を参考として取組を推進します。
(3) 関連分野（環境教育、食育、金融教育等）との連携		
No.	意見の概要	県の考え方
51	「金融リテラシー」は「生活していく上で必要」との意味が分かりにくいように思いました。「金融リテラシー」は消費者として最低限身につけたい金融に関する知識です。単に生活上のノウハウではありません。「特に金融面では千葉県金融広報委員会と連携し、金銭・金融教育を促進し、金融リテラシーの定着を図る」などではどうでしょうか。	金融庁の金融経済教育研究会報告書では、「生活スキルとしての金融リテラシー」、「健全で質の高い金融商品の供給を促す金融リテラシー」、「我が国の家計金融資産の有効活用につながる金融リテラシー」が示されていますが、金融リテラシーについての理解の促進のためには最も身近なものを示すことが効果的であることから、このままとします。

5 推進体制		
No.	意見の概要	県の考え方
52	「学校においては、県及び千葉市の消費者行政担当部署及び教育委員会関係各課により構成する『学校における消費者教育推進連絡会』」を活用すると記載されている。しかし、13ページのイメージ図の学校欄に「大学等」が含まれていることから、大学等の関係者等も「学校における消費者教育推進連絡会」に参加させる必要はないか。 仮に参加させる場合、県内の国公立大学の団体、すなわち、国立大学法人千葉大学、千葉県立保健医療大学（健康福祉部保健医療大学事務局企画運営課）、千葉県私立大学短期大学協会の各関係者の参加を得る必要があるのではないか。	消費者教育推進計画を進めていくためには、「学校における消費者教育推進連絡会」の機能を今まで以上に発揮させるよう工夫していく必要があると考えていますので、必要に応じ、大学関係者や関係団体等をオブザーバーなどの立場で出席を求めることなど、御意見を参考としながら取組を推進します。
53	「推進体制」ですが既存の市町村消費生活センター、消費生活相談員の機能と業務の現状を把握し、すでに消費者教育においては一定の役割を担っていることを評価し、さらにそれらの内容と質が向上するよう推進するとの記述も求めたいと思いました。市町村の相談員は地域のコーディネーター的役割を果たし、現実に消費者教育の面でも機能している点も落とさないでいただきたいと思いました。既存の組織を生かすのであれば、消費生活センターこそ最も重要な資源ではないでしょうか。 ・多くの市町村では、研修などによって地域の人材をコーディネーターとして育成する試みは、何年も行われていますが、目立った成功に結び付いていない事実もあります。いかに成功に結び付けるかが、一つの課題であるようにも認識しています	・市町村が行う消費者教育を支援するための取組を本計画に記載していますので、このままとします。 なお、市町村の優れた取組については、他の市町村での参考となるよう情報共有に取り組みます。 ・御意見を参考としながら取組を推進します。
54	・既存の組織の活用は効率的だと思います。 ・消費者教育コーディネーターが実行力を持って活動することを期待します。	賛同の御意見として承ります。
55	・消費者教育の推進にあたっては「学校における消費者教育推進連絡会」及び「消費生活ネットワーク会議」の活動の促進や、会員間の情報共有を進めることが必要です。 それには、まず「消費生活ネットワーク会議」を速やかに稼働し、相互間で連携や協働ができるよう確実なものにしてください。 職域や地域で見守りネットワークを実行性のあるものにするためにも、消費者教育推進計画の推進が必要と考えます。 ・県が設置する推進主体は広域的な消費者教育を企画し、各関係諸機関との連携・調整を図り、消費者教育の担い手育成に積極的に取り組むことを要望します。	御意見を参考としながら取組を推進します。
56	「5 推進体制」で記述されている内容が確実に実行され、消費者教育が効果的に推進されることを期待します。そのための予算の確保や体制の整備に一層努力していただくよう要望いたします。また、「消費生活ネットワーク会議」を速やかに稼働し、相互の連携で消費者教育推進計画が実行性のあるものとなるよう要望いたします。	御意見を参考としながら取組を推進します。
57	消費者教育の内容は、単なる座学に留まらず、消費者被害の予防・救済の実践活動とあわせて実施すべきことを明記してください。そのことによって、消費者問題が発生する背景に対する考察や消費者被害の予防に必要な制度・消費者としての対応方法等の知識・考え方を身につけることができ、消費者市民としての思考力や行動力を育成することが出来ると考えます。	本計画の中で、地域ぐるみでの消費者教育の必要性とともに、地域等で普及啓発を担う人材の育成と活動支援についても記載していますので、このままとします。

推進体制のイメージ図		
No.	意見の概要	県の考え方
58	<p>県及び市町村の消費生活センターが地域の消費者教育の拠点として機能している現状を、踏まえていただきたいと思いました。図では市町村の消費生活センターは、行政の他機関、消費者団体と同レベルの多様な担い手の一つのように見えます。また、消費生活センターの機能上、現に学校や職域と連携している例も多いのですが、図では横のつながりはありません。地域には地域の連携があり、こと消費者教育に関しては、地域の消費生活センターを拠点と据えることが現状を反映した姿であるように思います。千葉県計画でも地域の消費生活センターの位置づけをより、わかりやすく明確なものにしていただきたいと思えます。</p>	<p>図は、県における、「学校」「地域」「職域」を総合的に捉えた消費者教育の推進体制イメージをであることから、このままとします。</p> <p>なお、地域における消費者教育の推進体制については、各市町村において地域の実情にあわせて構築されていくこととなりますが、県としては、市町村の消費生活センターや消費生活相談窓口が地域の消費者教育の拠点として機能するための支援を行うこととしています。</p>